

(様式第2号)

団体概要書

団体の名称	特定非営利活動法人 おおいわ結の里
団体所在地	奈良県吉野郡大淀町大岩 688 番地
活動の開始年月	2021年 7月
法人格	<input checked="" type="checkbox"/> あり・申請中・なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	2021年 7月 8日 所轄: 奈良県
活動分野 (主なものを3つ程度までに○をつけて下さい)	1. 保健・医療 2. 福祉 3. 社会教育 4. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 9. 文化・芸術 10. スポーツ 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 18. 子どもの健全育成 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団体の連携・支援 26. その他 ( )
主な活動対象地域	奈良県吉野郡大淀町 大岩地域内
現在の活動内容	<p>1. 地場産野菜を活用したお弁当メニューの考案と試食会の実施。</p> <p>2. 石神古墳の保存整備と伝統行事のトンド焼きを地区内外の人たちと共同で実施。</p> <p>3. 野菜の栽培収穫体験(農業塾、サツマイモや玉ねぎ、ジャガイモの収穫体験)、里山マルシェを通じて、自然豊かな里山の魅力の発信と都市住民との交流。</p> <p>4. 地域で生産した野菜や加工品を直売所で販売。地区内外の皆さんと交流。</p> <p>5. 古民家「おおいわ結の里」を地域の交流拠点として活用。絵画教室やワークショップ、プライベート美術館を開催。</p> <p>6. 集落ぐるみでイノシシ、シカ、サル等の野生獣被害対策を実施。</p> <p>個人会員数 59 人 : 団体会員 1 団体 : 専従職員 0 人</p>
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体との協働事業実績を含む)	<p>1. 地域住民の健康支援 大淀町福祉介護課、吉野学園</p> <p>2. 歴史的遺産の保存活用、伝統行事の継承 大淀町文化振興課、大淀町文化財調査会、大淀町古文書文化研究会</p> <p>3. 里山の保全と活用、環境整備 奈良県南部農林振興事務所、大淀町建設産業課、セブンイレブン記念財団</p> <p>4. 古民家「おおいわ結の里」の活用 奈良県みんなでのしむ大芸術祭プライベート美術館</p>
寄附者へのPR (寄附を活用して取り組みたい活動内容)	<p>大淀町の北西部にある大岩区は、人口減少と高齢化が進み、地域コミュニティの機能が弱まり様々な問題が顕在化しています。こうした厳しい状況を乗り越え、持続可能な地域づくりの核となる当法人を立ち上げました。</p> <p>大岩地域が持つ豊かな自然や里山の景観の維持・管理、歴史的文化遺産(石神古墳、大日如来坐像など)、トンドなどの伝統行事の保存・活用を大岩区と共同して、地区外の人たちの協力を得ながら進めています。</p> <p>そうした活動の拠点となる「古民家・おおいわ結の里」の活動を進めていくために、ご支援をお願いします。</p>

(様式第3号)

令和 5年 12月 12日現在

団 体 役 員 名 簿

団体名：特定非営利活動法人 おおいわ結の里

役職名	氏 名	住 所
理事	小西 正久	[Redacted]
理事	中上 繁	
理事	森 安幸	
理事	榊田 慶知	
理事	前田 浩	
理事	佐伯 雄	
監事	中上 房一	

(注) この用紙に記載された情報をPDF化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。

特定非営利活動法人 おおいわ結の里 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 おおいわ結の里という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県吉野郡大淀町大字大岩688番地に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を奈良県吉野郡大淀町大字大岩775番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、活動地域の住民や地域を訪れる人々に対し、石神古墳(奈良県指定史跡)の時代から今日まで連綿と受け継がれてきた、大岩地区が持つ魅力ある資源(歴史・文化、自然環境、人のつながり)を活かした地域社会の活性化、地域福祉の向上に関する事業を行い、地域住民や中山間地域に第二のふるさとを求める都市部住民が手を携え、将来にわたり活力のある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 地域の健康支援事業
  - ② 地域の歴史や文化の継承活動事業
  - ③ 持続可能な地域のコミュニティづくり事業
  - ④ 地域の魅力体験事業
  - ⑤ 大岩農産物直売所の運営事業
  - ⑥ 古民家「おおいわ結の里」の活用事業
  - ⑦ 里山と人をつなぐ活動事業



⑧ その他法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。



#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を



なければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。  
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。  
3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。  
2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額



- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として委任することができる。



- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。





(3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。



(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議



決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。



(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人のホームページ及び官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 抛出品品の不返還

(抛出品品の不返還)

第54条 既納の入会金、会費及びその他の抛出品品は、返還しない。

第11章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

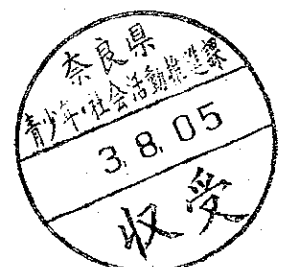
附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	小西 正久
副理事長	中上 繁
理事	森 安幸
同	榊田 慶知
同	前田 浩
同	佐伯 雄
監事	中上 房一



- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2023 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2022 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- |             |     |             |                 |
|-------------|-----|-------------|-----------------|
| (1) 正会員入会金  | 0 円 | 正会員会費       | 2,000 円 (1 年間分) |
| (2) 賛助会員入会金 | 0 円 | 賛助会員会費 (一口) | 2,000 円 (1 年間分) |



## 令和4年度活動(事業)報告

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人 おおいわ結の里

### 1 活動(事業)の成果

令和4年度は、コロナ禍のなか活動が制限されながらも、感染対策を行いながら以下の活動を推進した。

(1)「地域の健康支援事業」(4)「地域の魅力体験事業」(7)「里山と人をつなぐ活動事業」では、奈良県農村地域づくりの助成金を活用して、地域住民の健康福祉の向上に寄与するとともに、大岩地域の里山の魅力を体験する様々な事業を積極的に展開して区内外の人々の交流を図った。(3)「持続可能な地域コミュニティづくり事業」においては、セブン・イレブン記念財団から環境市民活動助成金の交付を受けて地域内の環境美化活動を推進することができた。

当法人が大淀町の令和4年度高齢者生きがい活動促進事業の委託を受け、活動拠点(古民家「おおいわ結の里」、体験農業塾)の施設設備の整備を行い、大岩区、町行政(福祉課)、障がい者支援事業所と連携した取り組みを進めることができた。

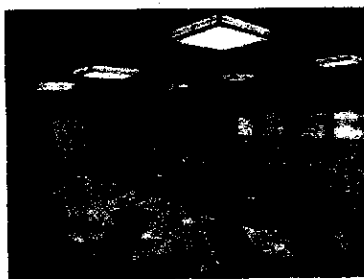
各事業の内容は以下のとおり。

#### (1) 地域の健康支援事業

① 地域住民の健康支援として、地場産野菜を活用したお弁当メニューの考案と試食会の実施。

吉野学園の管理栄養士さんからアドバイスをもらいながら、地元産の野菜や加工食品を取り入れたお弁当メニューを考案。飲食業の許可を得たNPO法人おおいわ結の里の調理場で調理した弁当を、老人会総会に参加された皆さんに試食してもらった。

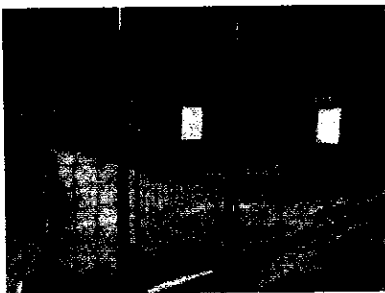
② 地域の催しがある際に、大淀町介護福祉課の元コミュニティナースを招いて、地域住民が健康や体調について気軽に相談できる「まちの保健室」を開催した。



#### (2) 地域の歴史や文化の継承活動事業

① 奈良県指定史跡・石神古墳周辺の草刈り作業を行った。また、古墳を含む周辺農地をシカやイノシシなどの有害動物から守る侵入防止柵を設置した。

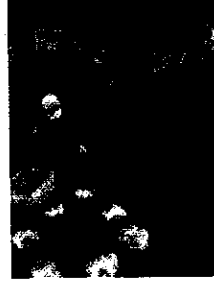
② 大淀町地域遺産保存・活用制度「おおよど遺産」に認定されている大岩の伝統行事「トンド焼き」の行事について、人口減少と高齢化により実施することが年々難しくなっていることから、会員にトンドの準備作業に参加を呼びかけ、盛大に実施することができた。



(3) 持続可能な地域のコミュニティづくり事業

大淀パークゴルフ場横の空き地を地域の交流の場にするために、「ふれあい花壇」として活用して草花を植栽。定期的に管理（植え付け、水やり、施肥、植替えなど）や除草を中心とした地域内の環境美化活動を行った。障がい者就労支援施設の利用者も水やりの活動に参加してもらった。

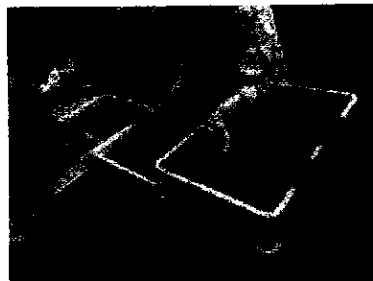
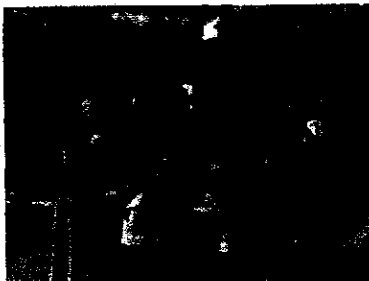
環境市民活動を支援しているセブン・イレブン記念財団から、「里山の環境保全と花いっぱい村づくり」をテーマにした事業内容が評価されて助成金の交付を受けることができ、地域内の環境美化費用として活用することができた。



(4) 地域の魅力体験事業

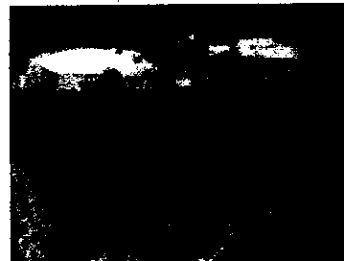
農業に興味がある方、野菜の栽培方法を勉強したい方を対象に、栽培収穫体験や農業体験塾を開催。一年を通じて、農業の楽しさや里山の暮らしの魅力を味わい、地区内外の受講者同士の交流を図った。

- ① 体験農業塾の講師に地域の高齢者を招聘し、地域で受け継がれている農林産物の加工技術の伝承に努めた。  
つるし柿作り（令和4年11月6日）、こんにゃく作り（令和4年12月11日）、シイタケの植菌体験（令和5年1月22日）



② ジャガイモ収穫祭（令和4年6月12日）

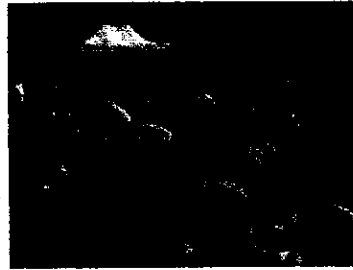
野菜ソムリエProによるミニ講義の後、参加者全員でジャガイモの収穫を行った。収穫後、地域でとれた野菜を使ったネパールカレーを堪能。地元産野菜の直売、フリーマーケット（リユース、ハンドメイド小物など）の販売もおこなわれ、多くの来訪者でにぎわった。



③ サツマイモ収穫祭（令和4年10月16日）

地域内の個人が栽培しているサツマイモは、イノシシの被害にあって、ほぼ全滅の状態になってしまい、耕作意欲を著しくそがれてしまう状態になっている。共同栽培のサツマイモ畑は、ワイヤーメッシュ柵や防護ネットを張るなどの対策をしっかりとした結果、獣害に会うことなく収穫期を迎えることができ、区内外のみ

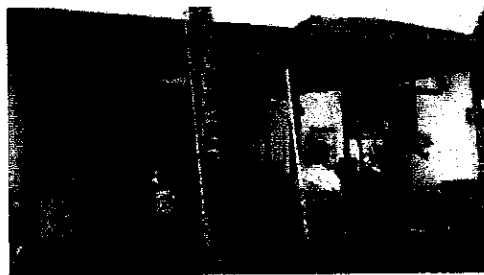
なさんに呼びかけて「サツマイモ収穫祭」を実施し、収穫した芋は、参加者が持ち帰るとともに、ふかし芋や焼き芋にして秋の味覚を楽しんだ。



(5) 大岩農産物直売所の運営事業

地域で生産した野菜類を農産物直売所で販売。地区内外の皆さんとの交流を図る取り組みを進めた。

直売所の開設日（1月2月を除く毎週日曜日）の販売当番は地域の生産者や「おいわ結の里」会員の交代制とし、売り上げの一部を管理当番の手当として還元することができた。



(6) 古民家「おいわ結の里」の活用事業

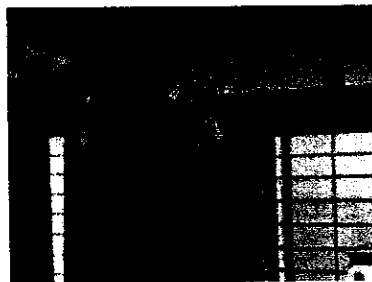
① 活動拠点の基盤整備

ネット回線整備（Wi-fi）や視聴覚機器（液晶プロジェクター）の導入を行った。

② 利用者の利便性を図るとともに地元野菜等を活用した6次産業化商品の製造のため、既存台所をDIYによる改修を行い、食品衛生法に基づく飲食業許可施設にすることができた。

③ 絵画教室、菓書教室や作品発表展示など、古民家のスペースを多様な活動に使用いただくことができた。

④ 奈良県内の障がいのある人のアート作品を展示する「プライベート美術館（奈良県みんなでののしむ大芸術祭）」の展示会場として設定。多くの来訪者をこの地域に呼び込むことができた。



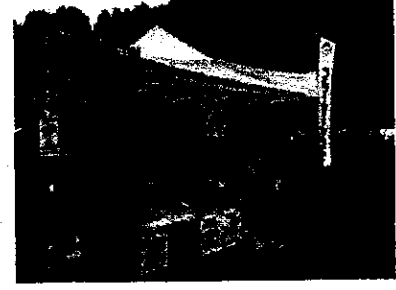
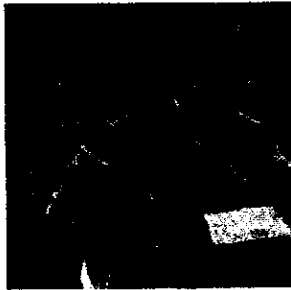
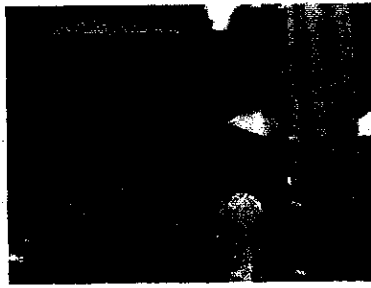


(7) 里山と人をつなぐ活動事業

① 里山マルシェ (令和4年11月23日)

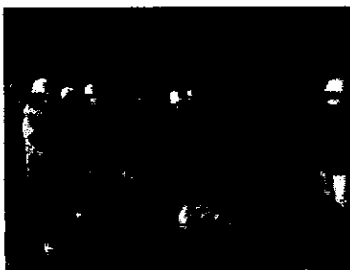
大岩産の野菜や加工品の直売、NPO 法人おおいわ結の里会員や福祉施設事業者が、ハンドメイドクラフト、クッキー、焼き芋、豚汁、めはり寿司などの販売を行った。また、町介護福祉課の元コミュニティナースと仲間の皆さんが健康相談コーナーを設置し、参加者の健康相談を実施した。

会場内のライブステージでは、アンデス民族楽器のケーナ、しの笛、童謡コンサート、ジャズバンドの演奏が行われ会場を盛り上げ、多くの来訪者でにぎわった催しとなった。

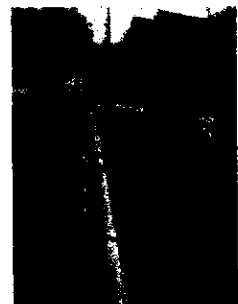


② シイタケのホダ木作りと芋煮会 (令和5年1月22日)

大岩地域との関係の深い特殊伐採技能者(ネパール人)の指導の下、チェーンソーでクヌギを玉切りしてシイタケの原木を作り、植菌作業を行った。昼食には、地元産野菜をふんだんに使った芋煮を堪能した。



③ 有害野生獣対策は、農業者による自己防御対策として行っているのが現状であるが、イノシシやシカの出没個体の増加及びサル被害が深刻化している。地域住民の生活への影響が出ていることから、地域全体の課題として対策を講じる取り組みを実施。当法人は、大岩区、奈良県(南部農林振興事務所)、大淀町及びこの地域の関係事業者(奈良ロイヤルゴルフ場、町パークゴルフ場)と連携して、集落ぐるみの獣害対策の取り組みを進めている。有害野生獣の出没状況や進入ルートを把握するために設置した監視カメラの分析結果を参考に、侵入防止柵を敷設した。



8) その他 広報活動

当法人として、SNS（フェイスブック）においておおいわ結の里ページ作成・情報発信を行うとともに、会報「おおいわ結の里だより」の製作・発行を行った。また、町ケーブルテレビ放送「あらかしテレビ」、取材を受け入れ、放送等により情報発信を行なった。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者数	支出額(千円)		
①地域の健康支援事業	a. 高齢者の居場所づくり	10月29日 2月19日	古民家・おおいわ結の里、大岩区公民館	2名 3名	30名 50名	1,401		
	b. 健康相談会	8月28日 2月19日		1名 1名	30名 30名			
	②地域の歴史や文化の継承活動事業	a. 石神古墳の見学路の整備 周辺草刈り	6月3日 9月14日	石神古墳	1名 2名		50名 50名	0
		b. トンド焼き体験	1月13日 1月14日	大岩区内	6名 6名		30名 70名	
③持続可能な地域のコミュニティづくり事業		大岩区内の環境美化活動	通年	大岩区内	2名	245		
④地域の魅力体験事業	a. 栽培収穫体験	6月12日 10月16日	大岩区内	2名 2名	80名 80名	386		
	b. チャレンジ体験農業塾	毎月	大岩区内	3名	20名			
	c. 地場産野菜等の加工体験	11月6日 12月11日 1月22日	古民家・おおいわ結の里	2名 2名 2名	30名 30名 30名			
		⑤大岩農産物直売所の運営事業	大岩農産物直売所の運営	毎週	大岩農産物直売所		3名	100名
⑥古民家「おおいわ結の里」の活用事業	a. 絵画教室、ワークショップ	通年 10月14日 ~30日	古民家・おおいわ結の里	3名	100名	156		
	b. プライベート美術館	2名		100名				
⑦里山と人をつなぐ活動事業	a. 里山マルシェ	11月23日	大岩区内	4名	150名	0		
	b. 里山体験教室	1月22日		2名	30名			
	c. 地域で取り組む獣害対策	通年		3名	40名			
⑧その他法人の目的を達成するために必要な事業	法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において単年度又は試験的に限り実施する。	今年度は実施なし						

令和4年度 活動計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人 おおいわ結の里  
(単位：円)

科目	金額		
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	128,000		
賛助会員受取会費	0	128,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	32,790	32,790	
3. 受取助成金等			
受取補助金	2,070,000		
受取民間助成金	239,058	2,309,058	
4. 事業収益			
地域の魅力体験事業収益	329,500		
大岩農産物直売所の運営事業収益	51,560		
古民家「おおいわ結の里」の活用事業収益	91,914	472,974	
5. その他収益			
受取利息	5		
雑収益	0	5	
経常収益計			2,942,827
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
作業手当	64,000		
人件費計	64,000		
(2) その他経費			
消耗品費	400,566		
水道光熱費	77,294		
旅費交通費	2,150		
保険料	6,660		
修繕費	144,331		
原材料費	627,816		
印刷製本費	500		
図書購入費	3,000		
貸借料	12,604		
業務委託料	877,700		
減価償却費	24,601		
雑費	3,520		
その他経費計	2,180,742		
事業費計		2,244,742	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	5,907		
通信運搬費	15,734		
印刷製本費	29,780		
租税公課	18,650		
雑費	0		
その他経費計	70,071		
管理費計		70,071	
経常費用計			2,314,813
当期経常増減額			628,014
<b>III 経常外収益</b>			
過年度損益修正益	81,512		
経常外収益計	81,512	81,512	81,512
<b>IV 経常外費用</b>			
経常外費用計	0	0	0
税引前当期正味財産増減額			709,526
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			709,526
前期繰越正味財産額			151,124
次期繰越正味財産額			860,650

※ 今年度はその他の事業を実施していません。

令和4年度 貸借対照表  
令和5年3月31日 現在

特定非営利活動法人 おおいわ結の里  
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	369,835		
未収金			
流動資産合計		369,835	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品	455,788		
車両運搬具	154,750		
有形固定資産計	610,538		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		610,538	
資産合計			980,373
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	119,723		
流動負債合計		119,723	
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	
負債合計			119,723
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		151,124	
当期正味財産増減額		709,526	
正味財産合計			860,650
負債及び正味財産合計			980,373

令和4年度 財産目録  
令和5年3月31日 現在

特定非営利活動法人 おおいわ結の里  
(単位：円)

科目	金額	
<b>I 資産の部</b>		
1. 流動資産		
現金預金		
手元現金	48,439	
南都銀行普通預金	146,050	
ゆうちょ銀行普通預金	55,733	
奈良県農業協同組合普通預金	4,332	
奈良県農業協同組合普通預金	115,281	
りそな銀行普通預金	0	
未収金		
その他収益	0	
流動資産合計		369,835
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品	455,788	
車両運搬具	154,750	
有形固定資産計	610,538	
(2) 無形固定資産		
無形固定資産計	0	
(3) 投資その他の資産		
投資その他の資産計	0	
固定資産合計		610,538
資産合計		980,373
<b>II 負債の部</b>		
1. 流動負債		
未払金		
持続可能な地域のコミュニティづくり事業経費	22,720	
地域の魅力体験事業経費	38,119	
古民家「おおいわ結の里」の活用事業経費	25,639	
管理部門経費	33,245	
流動負債合計		119,723
2. 固定負債		
固定負債合計	0	0
負債合計		119,723
正味財産		860,650

計算書類の注記

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び無形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定額法で償却しています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	事業部門					事業部門計	管理部門	合計
	地域の健康支援事業	持続可能な地域のコミュニティづくり事業	地域の魅力体験事業	農産物直売所運営事業	古民家「おおいわ結の里」の活用事業		管理部門計	
I 経常収益								
1. 受取会費						0	128,000	128,000
2. 受取寄附金			32,790			32,790		32,790
3. 受取助成金等	1,955,000	239,058		15,000		2,209,058	100,000	2,309,058
4. 事業収益			329,500	51,560	91,914	472,974		472,974
5. その他収益						0	5	5
経常収益計	1,955,000	239,058	362,290	66,560	91,914	2,714,822	228,005	2,942,827
II 経常費用								
(1) 人件費								
作業手当			10,000	46,000	8,000	64,000		64,000
人件費計	0	0	10,000	46,000	8,000	64,000	0	64,000
(2) その他経費								
消耗品費	357,266		15,934	8,787	18,579	400,566	5,907	406,473
水道光熱費		3,040	9,226		65,028	77,294		77,294
通信運搬費						0	15,734	15,734
旅費交通費				2,150		2,150		2,150
保険料			6,660			6,660		6,660
修繕費		5,280	124,971		14,080	144,331		144,331
原材料費	187,732	236,068	204,016			627,816		627,816
印刷製本費		500				500	29,780	30,280
図書購入費			3,000			3,000		3,000
講師謝金						0		0
賃借料			12,104	500		12,604		12,604
業務委託料	827,700				50,000	877,700		877,700
減価償却費	24,601					24,601		24,601
租税公課						0	18,650	18,650
雑費	3,520					3,520		3,520
その他経費計	1,400,819	244,888	375,911	11,437	147,687	2,180,742	70,071	2,250,813
経常費用計	1,400,819	244,888	385,911	57,437	155,687	2,244,742	70,071	2,314,813
当期経常増減額	554,181	-5,830	-23,621	9,123	-63,773	470,080	157,934	628,014

3 固定資産の増減内訳

科目	期首取得価格	取得	減少	期末取得価格	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品		473,660		473,660	17,872	455,788
車両運搬具		161,479		161,479	6,729	154,750
合計	0	635,139	0	635,139	24,601	610,538



NPO法人

# 奈良県ウォーキング協会

## 協会概要

私たちはウォーキングを通じて

**健康・元気・仲間づくり**を

目指します。

倭は 国のまほろば たたなづく 青垣  
山隠れる 倭しうるはし



●名称 特定非営利活動法人

奈良県ウォーキング協会

●事務局所在地・連絡先

〒634-0832

奈良県橿原市五井町187-5 ラクスビル3F

TEL: 0744-24-3110 / FAX: 0744-29-5195

Email nwa-nara@way.ocn.ne.jp

ホームページ <https://nwa-nara.com/>

- 沿革 2009年 日本ウォーキング協会の都道府県協会として  
「奈良県ウォーキング協会」を創立  
2015年 「NPO法人奈良県ウォーキング協会」に移行

●協会役員

会長

植田 檜治

((一社)日本ウォーキング協会理事、

西日本ブロック協議会会長、

日本ウォーキング協会近畿ブロック協議会会長、

近畿マーチングリーグ会長)

副会長

中山 悟

副会長

諫原 良子

事務局長

諫原 良子

理事

22名 (会長・副会長含む)

監事

2名

スタッフ

15名

- 会員数 204名(2021年3月現在)

●活動内容

月次例会: 月2回 (年間24回)

特別大会: 大和の国中(くんなか)・奈良盆地一周ウォーク  
1~10月 年間9回

KBC(近畿ブロック協議会)ウォーク

協賛協力: 大和路まほろばツデーウォーク

聖徳太子の里ツデーウォーク

県内各市町村主催ウォーク

各団体主催ウォーク

その他

ウォーキング指導者部会活動

女子部会活動



# 2024年（令和6年）特別大会の案内

奈良のむかしばなし3年目

9月27日（土）  
成恋しと泣いた釣り鐘  
（大和高田市）  
\*水がわいた  
（大和高田市）

2月28日（水）  
坐駒山の夜叉と瀧海さん  
（生駒市）

6月23日（日）  
信田大社と風の神  
（三郷町）  
\*自安の大権美人  
（三郷町）

9月21日（土）  
原太郎きつね  
（大和郡山市）  
\*旗津なぬ地蔵  
（大和郡山市）

10月30日（水）  
聖林寺のお抽蔵さん  
（桜井市）

11月30日（土）  
おってくれ地蔵  
（三宅町）  
\*面塚と結崎ネブカ  
（三宅町）  
\*矢じりの井戸  
（三宅町）

参加費は下記の通りです  
協会員 300円 常規会 一般 500円

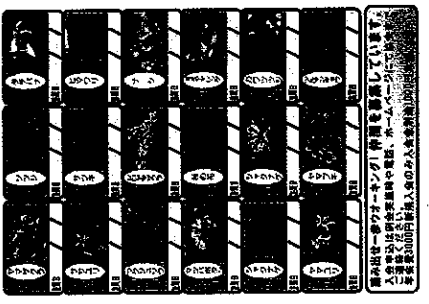
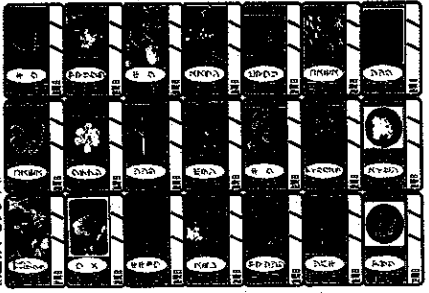
## さ！チャレンジ！ 水和の郷探訪

奈良県内39市町村  
訪問ウォーキング



ウォーキングで訪れた市町村代表の花の  
シールをこの台紙に貼ります。

（遊成時見本）



はじまりの地 やまごを歩く

2024年

NPO法人



奈良県ウォーキング協会

## 年間例会予定表



〒634-0832 奈良県橿原市五井町187-5 ラクスビル3F

電話 0744-24-3110 FAX 0744-29-5195

Email: nwa-nara@wayocn.ne.jp ホームページ: http://www.nwa-nara.com/

※お問合せは月・火・木の13:00~18:00（お休日は休みです）お急ぎの要件は留守番にお願ひします。



- ◆例会参加注意事項
  - ◎コース及びキロ数は変更することがあります。
  - ◎原則として雨天では中止となります。
  - ◎参加費は、当協会員は無料、他協会員は300円、一般参加者は500円が必要です。
  - ◎特別大会は別途参加費が別途です。
  - ◎集合時間場所の※印は集合時間が通常と異なり、ご注意ください。
  - ◎事前申込の必要ない場合もありますが、お確りなため、協会までお問合せください。
  - ◎関係先からの指示により、新型コロナウイルス感染症の流行等の不慮の事態が生じた場合は例会を中止することがあります。
  - ◎バスポート他協定について
    - ※集合場所のJRのマークは「JRが近いハイキング」のコースです。
    - ※奈良県500選は「美しい日本の歩きたくなるみち」です。

◆協会入会方法（継続・新規）  
年会費3,000円を右記の銀行宛に  
振込してください。  
（令和5年から会費改訂しました。  
今後の運営には一層の努力をして  
まいります。）  
入金確認後会員登録を送付します。  
尚、新規にご入会の方は新規入会金  
1,000円をご負担ください  
有効期限は毎年1月1日から12月31日までです。

会費振込先  
南都銀行 神宮前支店  
口座番号 2210530  
口座名 特定非営利活動法人  
奈良県ウォーキング協会  
（窓口にて振込の届出全文必要です）

友達紹介キャンペーンにご協力ください。  
ご紹介の方には色々な特典を準備しております！

実施日	例祭名	ウォーキングコース	集合場所 集合時間	39市町村 花の印	その他
1/6	〈特別大会〉 新春初詣ウォーク 春日大社・若宮15社めぐり	JR奈良線・春日神社(お祝い)・春日大社 -春日大社・若宮寺-JR奈良線	JR奈良線 1000	奈良市	事前予約 10km (R)
1/7	平群の町歩き	近鉄平群駅-根本神社-紀伊郡-吉備前川 -長尾五郎-三吉川-平群中央公園-近鉄平群駅 -ジョージ-西宮古墳	近鉄平群駅 9:30	平群町	10km
1/27	〈特別大会〉 ならのむかしばなし ・成徳しどむし初り ・春日の井戸	JR高田駅-不動寺-春日の井戸-春日山古墳-春日山 古墳-春日山古墳-春日山古墳-春日山古墳-春日山古墳 古墳-春日山古墳	JR高田駅 9:30	大和高田市 高田町 高田町 高田町 高田町 高田町 高田町	11km (R)
2/7	大和の中央 織城の里を歩く	近鉄石門駅-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社 八幡神社-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社	近鉄石門駅 9:30	三宅町 田原本町	10km
2/17	〈特別大会〉 たらいの森	JR河内線-春日神社-春日神社-春日神社-春日神社 春日神社-春日神社-春日神社-春日神社-春日神社	JR河内線 9:30	春日市	11km (R)
2/28	〈特別大会〉 ならのむかしばなし 生駒山の夜叉と源義経	近鉄生駒駅-春日神社-春日神社-春日神社-春日神社 春日神社-春日神社-春日神社-春日神社-春日神社	近鉄生駒駅 9:30	生駒市	11km
3/6	春の日差しを浴びて 北山の辺を歩く	JR奈良線-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社 春日大社-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社	JR奈良線 9:30	奈良市	11km (R)
3/16	緑会ウォーク	詳細は後日ホームページ上でお知らせします。			
3/27	宇陀川の桜を見よう	近鉄宇陀駅-宇陀川桜並木-宇陀川公園-宇陀川公園 宇陀川公園-宇陀川公園-宇陀川公園-宇陀川公園	近鉄宇陀駅 9:30	宇陀市	15km
4/6	〈四季巡り〉 鳥見丘公園 チューリップ	JR奈良線-高田駅-高田駅-高田駅-高田駅-高田駅 高田駅-高田駅-高田駅-高田駅-高田駅	JR奈良線 9:30	高田町 高田町 高田町 高田町 高田町	12km (R)
4/17	メタセコイヤと秋篠川	近鉄高田駅-メタセコイヤ公園-大池公園-大池公園 大池公園-大池公園-大池公園-大池公園-大池公園	近鉄高田駅 9:30	奈良市	10km
5/1	幻の大仏造像を歩く	JR奈良線-大仏造像公園-春日神社-春日神社-春日神社 春日神社-春日神社-春日神社-春日神社-春日神社	JR奈良線 9:30	奈良市	13km (R)
5/11	そよ風にとって はせがわ公園を巡る	近鉄高田駅-はせがわ公園-はせがわ公園-はせがわ公園 はせがわ公園-はせがわ公園-はせがわ公園-はせがわ公園	近鉄高田駅 9:30	高田町	11km
5/25	〈特別大会〉 ハズウォーク 野田川村を訪れる	近鉄高田駅-野田川村-野田川村-野田川村-野田川村 野田川村-野田川村-野田川村-野田川村-野田川村	近鉄高田駅 9:00	野田川村	10km 【事前予約]
6/1	メモリアル 設けウォーク	JR高田駅-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社 春日大社-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社	JR高田駅 9:30	大和高田市 奈良市	10km
9/12	津島湯から 織門の里を訪れる	近鉄大和上駅-津島湯-津島湯-津島湯-津島湯 津島湯-津島湯-津島湯-津島湯-津島湯	近鉄大和上駅 9:30	高田町 大和上町	15km
9/23	〈特別大会〉 津田大社七風の神 目豆の穴掘り	JR高田駅-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社 春日大社-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社	JR高田駅 9:30	高田町 高田町 高田町	10km (R)

実施日	例祭名	ウォーキングコース	集合場所 集合時間	39市町村 花の印	その他
7/3	夏の山の辺を歩く	JR近鉄天理駅-石上神社-春日大社-春日大社-春日大社 春日大社-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社	JR近鉄天理駅 9:30	天理市	10km (R) 500選
7/13	消えた小橋を訪ねる	JR高田駅-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社 春日大社-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社	JR高田駅 9:30	高田町	10km (R)
7/24	〈特別大会〉 ハズウォーク 下北山村を訪れる	高田町-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社 春日大社-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社	高田町 9:00	下北山村	10km 【事前予約]
8/3	〈四季巡り〉 早朝ウォーク 鳥見丘公園・ひまわり	JR高田駅-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社 春日大社-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社	JR高田駅 8:00	高田町 高田町 高田町	11km
8/7	ナイトウォーク 幻想的なウォークのつり なら花火	JR高田駅-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社 春日大社-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社	JR高田駅 16:30	奈良市	10km (R)
9/11	薄九郎の里から 衆の里・大庭園へ	近鉄高田駅-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社 春日大社-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社	近鉄高田駅 9:30	高田町	13km
9/21	〈特別大会〉 ならのむかしばなし 春日の井戸 春日の山	JR高田駅-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社 春日大社-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社	JR高田駅 9:30	大和高田市	14km (R)
10/2	秋の山の辺を歩く	JR天理駅-石上神社-春日大社-春日大社-春日大社 春日大社-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社	JR天理駅 9:30	天理市	11km (R) 500選
10/19	〈四季巡り〉 鳥見丘公園 タリア	JR高田駅-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社 春日大社-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社	JR高田駅 9:30	高田町	10km
10/30	〈特別大会〉 ならのむかしばなし 聖林寺のお地蔵さん	JR高田駅-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社 春日大社-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社	JR高田駅 9:30	高田町	14km (R)
11/6	斑鳩三塔とコスモス畑	JR大和郡山駅-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社 春日大社-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社	JR大和郡山駅 9:30	大和郡山町 斑鳩町	10km (R) 500選
11/20	〈特別大会〉 ハズウォーク 東吉野村を訪れる	JR高田駅-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社 春日大社-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社	JR高田駅 9:00	高田町	10km 【事前予約]
11/30	〈特別大会〉 ならのむかしばなし あぶく川 西宮とつた・矢の川	近鉄高田駅-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社 春日大社-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社	近鉄高田駅 9:30	高田町	10km
12/11	冬の山の辺を歩く	JR高田駅-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社 春日大社-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社	JR高田駅 9:30	高田町	10km (R) 500選
12/21	〈四季巡り〉 クリスマスウォーク	JR高田駅-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社 春日大社-春日大社-春日大社-春日大社-春日大社	JR高田駅 9:30	高田町	12km

10/26 〔特別協賛〕  
王寺ウォーク〜Hike&Marche〜 集合場所・時間 JR王寺駅 9:30

郡山レクリエーション協会との共催 詳細は郡山ホームページにてお知らせします。  
大和高田市元氣ウォーク 詳細は後日ホームページにてお知らせします。

# 結の里だより

2023年  
7月23日

NPO法人おおいわ結の里  
大淀町大岩688

## 令和5年度通常総会 報告

### 全議案(第1号～第4号議案)を可決・承認

総会日時：令和5年6月27日(火) 午後2時～3時15分

会場：大淀町公民館大岩分館

出席者数：11名

委任状数：50名 書面表決者数：17名

定款26条(総会の定足数、会員総数1/2以上)により

総会が成立。

第1号議案 令和4年度活動(事業)報告書、活動

計算書貸借対照表及び財産目録承認の件

第2号議案 令和5年度事業計画承認の件

第3号議案 令和5年度活動予算承認の件

第4号議案 役員を選任の件

いずれも、賛成77 反対0 で承認・可決されました。

### 〈新役員の紹介〉

承認された役員による第1回理事会を開催、理事長  
が選出され、奈良法務局に役員変更(重任)登記を行  
いました。

理事長：小西正久

理事：中上 繁

理事：前田 浩

監事：中上房一

榎田慶知

森 安幸

佐伯 雄

## サル侵入防止柵の設置講習会を開催

大淀町各地にサルの頻繁に出没し、被害が深刻化しています。大淀町  
では、緊急のサル被害対策事業としてサル侵入防止柵の資材を支給する  
ことになり、支給対象地域を対象にした設置方法の講習会を実施します。

開催日時：7月29日(土) 午前7時～

ところ：チャレンジ体験農業塾の畑(大淀町大岩630-9)

申し込み：不要

問合せ先：大淀町役場建設産業課 (0747-52-5543)

NPO法人おおいわ結の里(090-1144-7576)

8/5(土) ▶ 6(日)

奈良県コンベンションセンター

大淀町出展ブースで

大岩産野菜や手作り小物を販売

奈良県がにぎわい創出事業として開催  
するイベントに、おおいわ結の里が参加  
することになりました。

野菜や手作り小物を出品していただい  
る方を募集しています。詳しくは、大岩  
農産物直売所 (090-5051-6459 森安幸)  
又はNPO法人おおいわ結の里

(090-1144-7576 小西)までお問い合わせ  
ください。

イベント情報①

は、こちらから



# 結の里だより

2023年  
10月16日

NPO法人おおいわ結の里  
大淀町大岩688  
090-1144-7576 (小西)  
Mail ohiwa.yuinosato@gmail.com

障がいのある人のアート展

## プライベート美術館 in おおいわ結の里

◎日時: 10月21日(土)・22日(日)・27日(金)28日(土)29日(日)

11月3日(金)4日(土)5日(日)

※開館時間 午前10時～午後3時

◎会場: 古民家・結の里

【同時開催】

期間中 フリーマーケット、体験会・ワークショップ

27日(金)陶芸絵付け体験、温熱療法テルミー体験  
足半体操、マヤ暦お茶会

28日(土)きまぐれや出張Café

29日(日)夢ロゴアートワークショップ

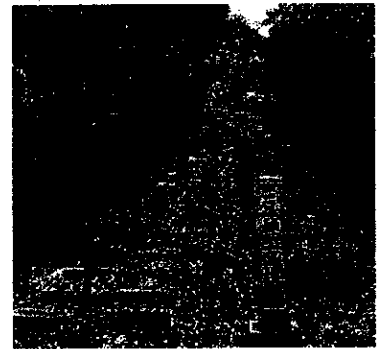


## 石神古墳見学路の補強作業と掃除にご協力を!

2011年に大淀町文化財調査会の皆さんの力で見学路が整備されてから10年以上経って、傷みが出てきました。石神古墳を訪れられる皆さんが安全に通行できるように、階段の補強作業と石室内の清掃作業を行います。きれいになった古墳の前で、松田度さんに石神古墳についてお話していただく予定です。ご参加・ご協力をお願いします。

**11月11日(土) 集合時間 9時**

- 集合: 大岩公民館
- 作業内容: 見学路の補強作業、石室内の掃除
- 持ち物: 動きやすい長そで長ズボン、軍手  
※作業道具は用意しています。
- 問合せ先: NPO法人おおいわ結の里  
090-1144-7576(小西)



おおいわの里山を守る会

### サツマイモ収穫祭

10月22日(日) 9:30~11:30

(雨天決行)

- ◎参加費 500円 (焼き芋、ふかし芋の試食  
お土産付き)
- ◎場所 森安幸さんの畑 (大淀パークゴルフ場側)
- ◎お土産 一人1kg程度の芋  
※道具類は用意しています。  
※事前の申し込みは不要。当日参加OKです。  
お問い合わせ 090-1144-7576  
aguri.farm@gmail.com (小西)

### タマネギの植え付け&収穫

◎実施場所 チャレンジ体験農業塾の畑  
(大淀町大岩630-9)

◎費用 無料

【タマネギ苗の植え付け】

11月19日(日) 9時集合 ※雨天決行

※ 草引き・追肥 2月25日(日) 9時~

※ 収穫祭 5月28日(日) 9時~

(生育状況によって変わります。)